

○ 勤務実績不良等職員に係る分限取扱フロー

① 対象職員

次に示す状況の程度が著しくかつ継続する場合で、職務の円滑な遂行に支障がある職員、又は職務の円滑な遂行に支障を生ずるおそれの高い職員

- ア 職員としての能力及び知識の欠如
- イ 業務に対する意欲の欠如
- ウ 職務命令の不服従
- エ 独善的行動、反抗的態度、暴力的言動
- オ 破廉恥行為等



② 勤務実績不良等職員の報告等

- ア 勤務実績に問題がある職員について、日常的に指導を行っても改善しない場合、勤務状況記録を添えて教育政策課長に報告
- イ 報告をもとに、教育政策課において所属及び当該職員の意見聴取
- ウ 当該職員に心身の故障のおそれがある場合、必要に応じ受診命令と診断書の提出（受診料は研負担）



③ 職員審査委員会

《職員審査委員会委員》
教育長、副教育長、教育次長、教育政策課長

職員審査委員会において、改善指導研修を実施する必要があるかどうか審査
※ 改善指導研修を経ずに⑥の分限処分（降任）を行う場合あり



④ 改善指導研修の実施

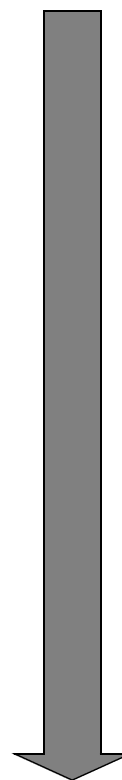
所属においてOJT方式による改善指導研修を実施

- ア 期間
6月以内（最大12月まで延長可能）
- イ 研修内容
研修計画として改善目標や指導方法を定め、研修管理者（所属長が指定した者）が、日常業務を通じて指導を行う
- ウ 研修記録
所属において、研修期間における職員の状況や指導内容について、日時記録、月次記録を作成するとともに、研修満了時に意見書を作成



⑤ 職員審査委員会（再審査）

研修結果を踏まえて、対象職員の措置について、Ⅰ降任相当、Ⅱ免職相当、Ⅲ措置不要（通常業務への復帰）の別を審査



⑥ 職場復帰（降任又は措置なし）

⑥ 分限（降任又は免職）処分（教育委員会付議）